
そ の 他 の 福 祉

第 1 7 その他の福祉

1 予算の状況（社会福祉総務費）

（単位：千円）

事務事業名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
浮浪困窮者一時扶助	83	50	48
被災者一時扶助	140	126	120
小口生活資金貸付金	300	300	300
行旅病死入取扱費	1,975	1,975	2,604
無縁仏供養塔管理・保守委託費	140	140	140
遺族等援護費	3,255	3,143	3,389
社会福祉協議会関係経費	51,617	52,755	52,755
市民福祉活動費	4,211	4,018	3,801
社会福祉団体補助	1,282	1,380	1,376

2 小口生活資金及び入学支度金貸付

緊急不時の出費に困窮する低所得世帯を対象とした「つなぎ資金の貸付事業」を徳島市社会福祉協議会に委託し実施している。

貸付状況

（単位：件、円）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
貸付件数	3	4	0	1	1
貸付金額	90,000	120,000	0	30,000	30,000

3 戦争犠牲者援助

(1) 遺族援護相談

市内に居住する戦没者の遺族、戦傷病者等の相談に応じ、遺族等の福祉の向上を図ることを目的に遺族援護相談員を配置している。

(2) 旧軍人・軍属及びその遺族の援護

旧軍人・軍属、戦没者の遺族、戦傷病者等戦争犠牲者に対し、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく進達事務を行っている。

援護給付事務等の処理状況

(単位：件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障 害 年 金	0	0	0	0	0
遺 族 年 金	0	0	0	0	0
弔 慰 金	0	0	0	0	0
特 別 弔 慰 金	0	2,157	226	356	10
特別給付金（戦没者妻）	15	2	5	5	0
”（戦没者の父母）	0	0	0	0	0
”（戦傷病者の妻）	1	0	21	3	1
戦傷病者手帳の交付	0	0	0	0	0
戦傷病者乗車券引換証交付	6	5	4	4	2

(3) 戦没者追悼式の開催

明治以来の大戦により尊い犠牲となった戦没者を追悼することを目的に、毎年5月23日に徳島市戦没者追悼式を開催している。

また、各地区の戦没者慰霊祭を地区の各種団体主催で実施されており、供花を贈っている。

(4) 遺族等団体活動への支援

戦争犠牲者及びその遺族は、処遇改善と福祉の向上のための会を組織しており、これらの団体に対し補助金を交付している。

(平成30年度補助金額)

ア 徳島市遺族連合会 114,000円

イ 徳島戦災遺族会 104,000円

4 その他の要援護者対策

(1) 行旅病人及び行旅死亡人

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人の援護及び死亡人の火葬等を行っている。

行旅死亡人等の状況

(単位：人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
病 人	1	1	0	0	0
死 亡 人	0	0	0	1	0

(2) 無縁故者の供養

身寄りのない境遇で亡くなった方の無縁仏の供養及び管理をお寺に委託している。

- ・教行寺（北佐古二番町） 行旅死亡人納骨
- ・観音寺（勢見町 2 丁目） 徳島戦災無縁故者納骨

(3) 浮浪困窮者一時扶助

行旅中、所持金の紛失等により目的地までの旅費がなくなった方に、一時旅費を貸与している。

貸与状況

(単位：件、千円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
貸与件数	24	24	22	14	10
貸与金額	43	43	30	31	20

(4) 小規模災害見舞金品の支給

徳島市内で発生した災害で、災害救助法の適用に至らない小規模災害によって被害を受けた世帯に見舞金品を贈っている。また、県及び日本赤十字社も同様に見舞金品を贈っている。

見舞金品基準

(単位：円)

区 分	徳 島 市	徳 島 県	日本赤十字
半 損	5,000	—	10,000
全 損	10,000	20,000	20,000
死 亡	20,000	50,000	30,000
床 上 浸 水	見舞品	—	—

(説明) 徳島県から被災された世帯の世帯員に毛布を、また、日本赤十字から毛布、日用品セット、タオル、石けんを支給している。

災害援護の状況

(単位：件、人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全 損	8	2	7	8	2
半 損	2	1	0	3	1
死 亡	4	1	4	2	0
床 上 浸 水	16 世帯	—	40 世帯	—	—

5 権利擁護制度の充実

成年後見制度の活用が必要であるが申立を行う人がいない場合について、老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 に基づき、徳島市が成年後見人等に関する審判の申立を行っている。

市長申立件数

(単位：人)

申立対象者	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高 齢 者	16	6	8	15	22
知的障害・精神障害	3	3	6	1	3